

苫小牧市障がい児・者 福祉バス借上補助事業 について



福祉ふれあいセンターに登録のある障がい児・障がい者を含む団体の方が研修や社会見学などの活動のためにバスを借上げた場合の費用を一部助成します。

対象となる団体

福祉ふれあいセンターに利用登録のある当事者が主体の団体会員数20名以上で、障がい児や障がい者が10名以上在籍している団体（学校を除く）

対象となる行事

- ①北海道障がい者スポーツ協会が主催する北海道障がい者スポーツ大会
- ②研修、講習会、視察、社会見学、レクリエーション等の活動

申請時期

- （１）前期：５月～１０月分
 - （２）後期：１１月～３月分
- ※原則２か月前までに申請をお願いします。

対象①

- ①北海道障がい者スポーツ協会が主催する北海道障がい者スポーツ大会

対象②

- ②研修、講習会、視察、社会見学、レクリエーション等の活動

補助額①

- ①バスの借上げに係る費用の額
（100円未満切捨て/上限20万円）

補助額②

- ②バスの借上げに係る費用の額
（100円未満切捨て/上限5万円）

※①②ともに助成は年度中1回となります。

※借上げバスに係る費用に対し、ほかの補助金等を受けている場合は対象外となります。

〈問い合わせ先〉

苫小牧市健康福祉部障がい福祉課

☎0144-32-6356

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

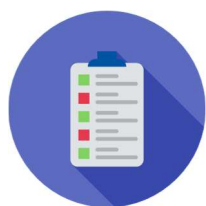
※受付時間 平日8:45～17:15（12月29日～1月3日は除く）

苫小牧市 福祉バス 助成



申込と利用までの流れ

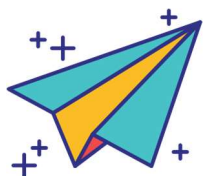
1 障がい福祉課窓口に必要な書類を提出



障がい福祉課窓口にて申請書（様式第1号または2号）を提出いただきます。その際に、以下の書類をご用意ください。

- （1）申請団体の事業計画書及び収支予算書（対象年度の会員名簿含む）
- （2）見積書（バス借上）
- （3）スポーツ大会等の参加者名簿
- （4）スポーツ大会等の開催概要がわかる資料（リーフレット、開催案内等）

2 申請者に決定通知送付



障がい福祉課から申請者に補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付いたします。

3 行事、スポーツ大会への参加



申請されました行事やスポーツ大会に参加します。

4 実績報告書の提出



障がい福祉課窓口にて実績報告書（様式第6号または7号）を提出いただきます。その際に、以下の書類をご用意ください。

- （1）借上げバスに係る費用の額がわかる書類
- （2）参加者名簿
- （3）当日の日程がわかる書類

5 申請者に確定通知を交付



申請者に障がい福祉課から補助金額確定通知書（様式第8号）を交付します。

6 補助金請求書の提出



障がい福祉課窓口にて補助金請求書（様式第9号）を提出いただきます。

7 申請者へ補助金交付



申請者へ補助金を交付いたします。

※バス利用が中止、変更の場合、手続きが必要となります。